

平成30年大阪府北部地震義援金の募集について

共同募金会では、大阪府北部地震で被災されたかたを支援する義援金を募集しています。

- 1 募金種別 平成30年大阪府北部地震義援金
- 2 募集期間 平成30年 9月28日(金)まで
- 3 受付方法 (1)現金の場合・・・埼玉県共同募金会川口市支会での受付
①募金箱の設置・・・青木会館 各課
やすらぎ会館
川口市生活自立サポートセンター
かわぐちボランティアセンター
子育てサポートプラザ
子育てひろばポッポ♡

②窓口での受付・・・青木会館3階 地域福祉課
やすらぎ会館
かわぐちボランティアセンター
※ 募金の受取証が必要な場合等は、こちらへお越しく下さい。

(2)振り込みの場合・・・次ページをご覧ください。
※募集元の共同募金会への直接振り込みとなります。
- 4 注意事項 ・義援金の受付は窓口の開所時間になります。
・今回の募集は義援金のみ取り扱いとなります。
- 5 問い合わせ 社会福祉法人埼玉県共同募金会 川口市支会
(川口市社会福祉協議会 地域福祉課)
川口市青木3-3-1 青木会館3階 TEL048-252-1294

「平成30年大阪府北部地震義援金」募集要綱（第2版）

社会福祉法人大阪府共同募金会

1. 趣旨

平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震により、多数の方々が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている状況となっていることから、大阪府では府内12市1町（大阪市、豊中市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、寝屋川市、箕面市、摂津市、四條畷市、交野市、三島郡島本町）に災害救助法が適用されました。

大阪府共同募金会（以下「本会」という。）では、被災された方々を支援することを目的に義援金の募集を行います。

2. 義援金の名称

平成30年大阪府北部地震義援金

3. 受付期間

平成30年6月22日（金）から平成30年9月28日（金）まで

4. 義援金受入口座

金融機関	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行	00950-9-333113	大阪府共同募金会 大阪府北部地震義援金
りそな銀行 大手支店	(普) 0094445	

※ゆうちょ銀行における窓口での振替料金は無料です。ATM及びインターネットバンキングを利用しての振込手数料は有料です。

※りそな銀行及び埼玉りそな銀行の本支店（窓口・ATM）から振り込んだ場合、振込手数料は無料です。（ただし、ATMご利用の際、時間帯により別途手数料がかかる場合があります。）

5. 現金書留による義援金の送付

郵便局窓口で現金書留により義援金の送付を希望される場合は、現金書留用の封筒に「救助用郵便」と明記いただければ、郵便料金が免除となります。

（宛先）〒542-0065 大阪府大阪市中央区中寺 1-1-54 大阪社会福祉指導センター内
社会福祉法人大阪府共同募金会

6. 義援金の課税上の取り扱い

この義援金は、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」並びに地方税法第37条の2第1項第1号及び同法第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当するため、税制優遇の対象となります。

この優遇措置の適用を受ける場合には、金融機関での振込金受領証に「平成30年大阪府北部地震義援金」募集要綱を添えて、確定申告書類に添付する必要があります。

なお、本会発行の領収書が必要な場合は、本会までご連絡をお願いします。後日、領収書を発行します。

7. 義援金の配分

本会で取りまとめた義援金については、大阪府へ送金し、大阪府が設置する義援金募集委員会において用途・配分を決定し、被災された市町を通じて被災者に支給される予定です。

8. その他

(1) 災害義援金のみ取り扱います。救援物資・物品は取り扱いません。

(2) この要綱は、平成30年6月22日から施行します。

平成30年6月26日改正（第2版）

9. 問い合わせ先

社会福祉法人大阪府共同募金会

〒542-0065

大阪府大阪市中央区中寺1-1-54 大阪社会福祉指導センター内

TEL 06-6762-8717

FAX 06-6762-8718

メール gienkin@akaihane-osaka.or.jp